

第4回創業等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年4月25日（木）17：44～19：27
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、大田弘子（議長代理）、浦野光人、金丸恭文、滝久雄
 - （専門委員）久保利英明
 - （政府）寺田内閣府副大臣
 - （関係団体）日本取引所グループ、東京商品取引所
 - （金融庁）古澤総務企画局市場課長
 - （経済産業省）豊永商務流通保安審議官、
石崎商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長
 - （農林水産省）得田食料産業局商品取引グループ長
 - （事務局）羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官

4. 議題：

- （1）金融庁、経済産業省、事業者からのヒアリング
「総合的な取引所の創設」
- （2）創業等ワーキング・グループ（中間報告）について

5. 議事概要：

○中原参事官 時間になりましたので、規制改革会議第4回創業等ワーキング・グループを開催させていただきたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、長谷川委員、森下委員、川本委員は御欠席でございます。なお、本会議の大田議長代理にも御出席を賜っております。

開会に当たりまして、寺田副大臣から御挨拶を頂戴したいと存じます。

○寺田副大臣 委員の先生方、本当にお疲れ様でございます。今日は雇用ワーキング・グループも開催をされ、たった今、官邸ではクールジャパン推進会議。多くの会議あるいは国会も錯綜をいたしておりますが、先生方におかれましては、是非ともこの創業等ワーキング・グループは本当に大事なワーキング・グループであろうと思います。

実は今朝、全国財務局長会議が開催されまして、私の方から規制改革会議の進捗、とりわけ創業等ワーキング・グループにおける金融のさらなる自由化の推進。とりわけ金融機関についてはこの新規融資の推進と、このエクイティの分野においてはリスク関連の供給の重要性を強調させていただきました。御承知のとおり3月末で円滑化法が切れたわけですが、円滑化法はモラルハザードの発生や貸付条件の変更が主たる目的であります。どうしてもニューマネーが出ない。そうした状況で預貸率が落ちております。

金融機関の預貸率は大変落ちていて、金融機関のそれはリスクテークする気持ちすら奪ってあるわけであります。一日も早く正常なプロジェクトファイナンス、正に事業の成否を判断して融資をする。または直接金融の分野においても、リスクマネーの供給につながるような規制改革を行うことができればと思っております。先生方の活発な御審議、御議論のほど、お願いいたします。ありがとうございます。

○中原参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の皆様、御退室をお願いいたします。

(報道退室)

○中原参事官 それでは、今後の進行は、大崎座長によりしくお願いいたしたいと存じます。

○大崎座長 それでは、早速でございますが、本日の議題1「総合的な取引所の創設」に関して、金融庁、経済産業省、事業者の皆様からのヒアリングを行いたいと存じます。関係者入室をいただくよう御案内をお願いいたします。

(金融庁、経済産業省、農林水産省、事業者、入室)

○大崎座長 皆様、大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、非常に短い時間でのプレゼンテーションをお願いしております恐縮でございますが、早速ですが、金融庁から制度の概要についての御説明をお願いいたします。

○金融庁(古澤課長) お手元の資料1-1を御覧いただけますでしょうか。

1 ページ「世界の商品市場の出来高の推移」でございます。大田議長代理がいらっしゃいますが、最初にこの総合取引所の議論が始まりましたのは、2007年6月19日で、そのときから先生方に御指導をいただきながら、この議論を続けて参りました。他方、世界の商品市場の出来高が右肩上がりになっておりどう考えるかがポイントかと思えます。

2 ページ、グローバルな視点をどう考えるかが大事だと思っております。各取引所が合従連衡の動きを続けている中で、例えば右の商品の先物取引の8番、これはロンドンの金属取引所、いわゆるLMEでございますが、ここと例えば香港の取引所の関係が深まって、香港の取引所はLMEを買うというようなグローバルな動きがますます進んでいます。

また、我々は、価格発見機能についても重要だと考えてございます。例えば米国の取引所など自らマッチングエンジンを提供している取引所もございますが、価格発見機能をどうやって日本で維持するか。この点につきましては、金融デリバティブについても商品先物についても日本での価格発見機能をどう位置付けていくかがポイントと考えております。

またグローバルという点では、当局同士がOTCデリバティブと取引所デリバティブを含むデリバティブ全体の体制をどうするかという議論の中で、フィクスト・インカム、エクイティ、コモディティ、FXと横並びで議論をしており、ここを分けて議論するというところに難しさがあると感じております。

その上で、先ほど申し上げた平成19年6月の閣議決定では、取引所で株式、債券、金融先物、商品先物という幅広い品揃えを可能にするという議論をいただきまして、昨年9月

に現行の枠組み、規制の監督の一元化と併せて3省庁での協議連携につままして、法律が改正となり、今、取引所の方々に対して、ここに進むように促しているという状況でございます。

最後に9ページでございます。今、JPXにつまましては、進捗状況について後で御説明があるかと思えます。今年の1月1日からJPXが発足したところですが、現時点ではまだ東証と大証がそれぞれ現物とデリバティブを取引しております。

この点については、本年7月から、現物については、東証の一部と大証の一部が統合し、デリバティブについても来年3月の統合を予定してございます。

1点申し上げたいのは、何のために一緒になるかという点について、単に取引所を一緒にすることに目的があるわけではなく、利用者利便の向上や商品先物市場の活性化をどのように達成するかが重要だと考えております。韓国などの例を見ても、単に一緒になるだけではなく、その次の戦略として、どのように取引所を大きくするかを早く議論できるようにするということが大事なポイントだと理解しております。JPXにつまましても、単に一緒になることが目的ではなく、どうやって次の戦略を考えるか。どのようにJPXの腕を発揮してもらうかということが、重要だと考えてございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省に同じく5分程度ということで申し訳ないですが、御説明をお願いいたします。

○経済産業省（豊永審議官） 経済産業省の商務流通保安審議官の豊永と申します。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は資料1-2でございます。少し厚くしましたので、ごくかいつまんで御説明をしたいと思います。御存じのことがある点は御容赦ください。

2ページ以降は、コモディティ、商品先物取引は何ぞやというところを紹介させていただきます。

まず、リスクヘッジの手段である。特に日本のように海外との輸出入が多いところにおいては、こういう機能が非常に重要な役割を果たすということでございます。

3ページ、取引所でできた価格、この指標をもとに現物市場が動くことが結構ある。例えば東商取の商いで生まれたゴムの価格で、東南アジアでゴムの取引がなされている。ガソリンでいうと卸しとSSの取引が東工取のガソリン価格で取引をしているということでございます。

4ページ、実際に先物の取引所を通じて、現物を売買する。そのための受渡しが行われて、指定倉庫があり、標準品を決めるという手続が、この商品先物のユニークなところの一つだと思っております。

5ページ、こういった商品先物であります。金融商品と違って現物市場が自由ということを見ながら、先物のところだけ規制するということから、この現物市場と規制されている先物市場をつなぐための特別な規定が置かれております。現物市場を利用した

先物市場の悪影響。逆に先物市場を通じて、現物市場の悪影響を回避するという規定が商品先物法に内包されているということでございます。

6 ページ、この商品の上場を始めるときに、当業者という実際にその商品を売買する人たちが、その参加者の半分以上にいないといけないという規定が置かれておりますが、ここは単なる投機の場合であってはいけないということから、実際にそのものを輸出入する当業者の比率をある一定程度持っているということでございます。真ん中の白金ミニというのは、正に一般投資家を念頭に置いておりますので、個人投資家やプロップ、その他が全部を占めますけれども、他のところは半分程度は当業者の取引であるというところを一つの特徴だと思っております。

7 ページ、残念ながら、この商品先物でございますが、2003年度をピークに今、4分の1、5分の1近くなってございます。この間、日経225でも半分、東証1部でも4割に落ちておりますが、それ以上の落ち方をしているというのは残念なことと思っております。

8 ページ、この間なされた3回の法律改正が商品先物取引でありました。いずれも勧誘規制を厳しくするものでありまして、これは全てとは言いません。1つの要因として、こういった一般の新しい委託者といいますか、投資家を勧誘することがしにくくなってきているわけでございます。ただ、お陰様でございますけれども、私は前庭がきれいになったと思っております。

9 ページ、そんな中で商品取引所も統合、集約を重ねてまいりまして、今年の2月12日には、資源と穀物とエネルギーを一緒にした東京商品取引所が発足して、このページにございますような商品を上場してございます。いずれも例えば白金というと貴金属と思いきや、ほとんどが自動車用の触媒になっているというような実態があるわけでございます。

10 ページ、当面の課題ということで、市場の利便性。これはもっと早くやるべきだったかと思っておりますけれども、営業時間の延長、ドル建て取引、海外とのダイレクトマーケットアクセス等々の努力を重ねていく必要があると思っておりますが、既に夜間営業時間を始めた結果として、海外からの取引が30パーセントに及んでいると。ただ、大証では7割になっておりますが、まだまだこれは伸びる可能性があると思っております。

11 ページ、その他、商品先物を取り巻く環境整備としては、企業会計の問題、税制上の問題もございまして、私どもは資源・エネルギー問題は最近喫緊の課題になっておりますが、2年以内にLNG、電力といった先物市場を開設する必要があるだろうと。構造改革の観点からは、この要請が高いと思っております準備を始めたところでございます。

さて、総合取引所に対する経済産業省並びに農林水産省の取り組みでありますけれども、13ページにあります。これは商品取引、JPX、東金取、大きな3つのグループがあるということでございます。

この中で14ページにありますように、産業構造審議会。これは農林水産省と共同事務局で、金融庁の参加も得て、総合取引所の在り方について議論をした結果、去年の通常国会で、統合した取引所で株や金融と一緒に商品が取り扱われるときには、金融担当大臣が主

管するという交通整理を行ったところでございます。

また、加えて15ページにありますように、商品先物取引法施行規則の整備として、証券会社は金融庁に出しておられる届出資料でもって商品先物に入ってこられるように省令を改正しましたし、不招請勧誘についても金融商品の取引所デリバティブ取引の経験がある方については緩和をすることを金融庁とも相談をして決めたところでございます。

16ページ、先ほど申し上げましたところと重複するのですが、金商法の関係政府令、いわゆる政省令等々の整備状況を見て、今後の総合取引所の在り方を検討していくべきだと考えております。

17ページ、先ほどから金融庁からも国際化とありました。これは正にもものすごく大事なことだと思っております。ここに簡略に書いてございますけれども、米国、欧州、アジア、大陸を越えた連携が進んでございます。アジアの中で総合取引所という国内の統合が進んでおりますが、世界は大陸を越えた、どの取引所とどの取引所が組むかということが進んでいるということでございます。

そんな中で18ページ、私も行ってまいりましたけれども、韓国、シンガポールでの総合取引所の例を調べてみますと、金融庁の御説明がありましたように、総合取引所の運営は一工夫要るなと思いましたが、韓国での2005年の総合取引所以降、商品の取扱いがほぼなくなってしまった。シンガポールでもゴムを除いては商品の取引が減った、もしくはなくなってしまったということなので、やはり統合するならば、かなりの工夫をする必要があるだろうと思っております。

19ページは世界の主要な商品先物取引所、20ページは金融デリバ取引所ですけれども、それぞれ得意な商品を抱えて、それを売りにしているということで、その商品の中にもこれは書き忘れておりますが、穀物を主にするとところ、資源を主にするとところ、原油・金属を売り物にするところ等々があるわけでございます。ここがどう影響していくかということだと思えます。

一方、金融デリバの比率を見ますと、これから総合化が進んでいくのかもしれませんが、現時点ではその辺りは商品で勝負している取引所が多い。他方で金融商品デリバを見ますと、先ほど韓国、シンガポールの例を申し上げましたけれども、商品を扱っているところでも、必ずしも1～2パーセントを超えるところは多くないと見ておまして、こここのところを慎重に手当てをしながら進める必要があるのだろうと考えてございます。以上、少し長くなりましたけれども、御説明を終わります。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、東京商品取引所に御説明をお願いいたします。10分程度ということでお願いしておりますので、大変短くて恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○東京商品取引所 東京商品取引所の高橋でございます。よろしく願い申し上げます。

10分ほどというお時間をいただきましたので、簡潔に、かつ若干ダブりがありますから、そこは割愛しながら御説明したいと思います。

資料が配られておりまして、創業等ワーキング・グループプレゼンテーション資料ということであります。前半部分は東商取の現状、後半部分にこれから東商取が戦略的に商品市場活性化を考えるに当たって、是非環境整備を行っていただきたい、または行っていきたい部分についてまとめてございます。ダブリを外しながら簡単に現状を申し上げます。

1 ページが正にプロフィール、現状であります。1点だけ、設立のところの6行目でしょうか、本年2月12日に農産物・砂糖市場を開設しました。そこで商号を東京商品取引所に変更いたしました。旧は東京工業品取引所でございます。これによりまして、商品については幅広く、資源・エネルギーから農産物まで一手に取り扱うという取引所になりました。かつ、日本国内の商品取引に占めるシェアとしても99パーセントを超えるというような状況になりつつあります。

3 ページが上場商品でございまして、今、申し上げましたように、貴金属、石油、ゴム、農産物、こういう市場構成になっております。ただし、市場構成はそうなのですが、右側の円グラフを御覧いただきますと分かりますように、金、金ミニ、白金等という貴金属の関係が非常に多くを占めているという状況でありまして、左の方の石油系等々、ゴム、農産物というのは、ポーションが低いということになっておりまして、この辺をいかにバランスよく活性化するかが当社の現在の課題になっているということでもあります。

4 ページが取引高の推移であります。これは何人かがおっしゃいましたが、2003年がピークでありまして、それから右肩下がりですが、2009年度以降くらいにようやく横ばい、または若干の回復基調となっていると思います。2012年度は今日たまたま新聞に出ておりましたけれども、経常収支、最終損益ともに黒字になったというところでございます、お陰様でございます。

▲は商品先物取引業者、いわゆるブローカーの数でありまして、これは正に規制の強化によってどんどん減っておりまして、現在はピーク時の3分の1くらいになっている状況でございます。要するに担い手が減っているというところが厳しい状況の原因の主要な一つということになっております。

ブローカーたちの数が減っているということは、イコール個人のお客さんに対する取組が非常に減っているということでありまして、これは言ってみれば、委託者保護の観点から勧誘規制等を強化されてまいりました結果、今まで商品取引の主流を占めておりました個人投資家の役割というか、その割合が減ってまいりまして、それが如実に取引高の減少に結び付いているという状況でございます。

そこで当社としましては、ここ数年来、正にそういった個人投資家が減少してしまっているのです、それに対して国際的な取組を強くして、国際的な商品市場から資金を当市場に導入しようということで、5ページ、6ページに書いてありますけれども、取引基盤の強化として、例えば世界最高水準の取引システム、取引時間の延長を行いました。これは正に夜間時間帯を使うことによりまして、日本の夜でも海外の昼間の資金を流入させるというような取組であります。また、ルールもグローバルスタンダード化をし、さらに海外か

らの流動性供給者参入のための環境整備として、リモートメンバーシップということも行ってまいりました。

7ページ、こういった努力をした結果であります、正にそういった海外の資金、夜間の取引高の推移をグラフにしました。2009年度ごろは非常に低かったわけですが、2012年度に至って、左側が海外の売買枚数であります、30パーセントほどになりました。これでも少ないと思っております。夜間の分につきましても、現在40パーセントほどになっております。これも顕著に年々伸びているという状況でございます、ようやく当社はいろいろなことをやっている取組が一部奏功しているというような評価をしております。

8ページは中期経営計画であります。いろいろなものが並んでおりますが、市場参加者に関する営業活動の強化等々であります。この辺は省略いたしたいと思えます。

9ページ、10ページが冒頭申し上げました、正に商品先物取引をこれから活性化するための環境整備ということでございます。逆に言えば、こういった環境が整備されないと、我々が行っている取組、例えば海外の資金を導入しようとか、国内でももっともっと産業界に使っていただくとか、そういった取組について、障害とまでは言いませんけれども、なかなか伸び悩んでいる原因がこの辺にあるかということも挙げております。

「(1) 機関投資家のコモディティ投資に係る規制等」、銀行、保険会社等に対する業務規則というものがございまして、これは銀行法、保険業法とも同じでありますけれども、施行規則の中に、売買取引にかかる商品を決済終了後に保有することはできないという規定になっておりまして、そういった意味では銀行、保険会社が正に現物を保有するという状態があってはいけない。もちろん、保有さえしなければ、売買取引自体はできるわけですが、万が一その保有をしなければならぬような事態になったときのことを懸念いたしまして、当然ながらシュリンクをする、躊躇をするという状況になっております。こういったことが何とかならないでしょうかという問題意識でございます。

年金基金の話は運用方針でありまして、自主規制ルールということになっておりますけれども、この独立行政法人の年金運用方針にコモディティ投資ということが明示されていないということでありまして、年金資産のコモディティへの投資がほとんど行われていないという状況であります。0コンマ何パーセントというような状況でありまして、海外では数パーセントほどが、コモディティ投資として行われているということも認識しております。

「(2) 税制・会計制度」でございます。これは有名な話でありますけれども、現物株式と商品先物取引。これは商品先物に限らず、デリバティブ取引であります、税制上の損益通算不可ということになっております。これは昨年末の自民党の税制改正大綱でも検討事項には入っておりまして、そういった意味では大変ありがたい話でありますけれども、現在のところ損益通算は不可ということになっております。こういったことも言ってみれば、証券、金融と商品との資金の流通がそこで途切れるというか、なかなか流通しない、垣根を乗り越えない原因の一つになっているということもございまして。

さらに産業界のユーズからすると、ヘッジ会計・税制の適用基準がございます。当然、ヘッジ会計基準がありまして、ヘッジ会計は認められております。ただし、その運用が大変厳しくなっておりまして、商品の場合には当然ながら季節変動があり、違う商品間でもヘッジをする場合もあるわけでありまして、違う商品であるというだけでもって、ヘッジ会計は認められないというような運用にもあると聞いております。そういった意味では、画一的、外形的な割り切りではなくて、本来のヘッジの目的なり、ヘッジの実態を踏まえた基準なり運用にしていだけないだろうか。そもそも日本の産業界はヘッジマインドが非常に低いわけでありまして、鶏と卵の関係かもしれませんが、こういったことで産業界のヘッジニーズ、ヘッジマインドを高めていきたいと思っております。

「(3) 商品先物取引法(商先法)と金融商品取引法(金商法)の規則の相違」でございます。1つは、縷々出ております勧誘規制の相違ということで、取引所取引に対する不招請勧誘が商先法では禁止になっておりまして、金商法では禁止になっておりません。この辺も例えば証券会社が商品の取引をやろうと思っても、証券会社の方の証券のお客さんには不招請勧誘は禁止されていませんが、商品のお客さんには不招請勧誘は禁止されております。なかなか垣根を乗り越えてということは難しいことになるわけでありまして。そういった規制の相違について、御一考をいただきたいということでありまして。

取引証拠金に係る制度の相違。これは細かい話でありますけれども、商先法の方はむしろ柔軟にできておりまして、様々な差換預託時の委託証拠金の扱いとか、銀行保証で預託に代えるといったことも認められておりますが、金商法では認められておらないというような状況もあります。

「(4) その他」であります。これは委託者の保護に関するガイドラインということで、適合性原則と言っておりますが、画一的な年収要件とか年齢要件とか、こういったものが決まっております。例えば年齢要件では75歳以上は駄目とか、年収要件では500万円以下の年収の場合には駄目とか、こういった画一的な要件になっておりますけれども、適合性原則というのは、本来のその人が合っているかどうかを見るべきではないかということございまして、画一的に何か数字で決めるものではないだろうと思うわけでございます。

細かい部分もありますけれども、とりあえず当社として現在認識をしているような環境整備の必要性については以上でございます。

若干長くなりましたが、以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、日本取引所グループに御説明をお願いいたします。5分程度ということをお願いいたします。

○日本取引所グループ 資料1-4「総合取引所について」という資料に基づきまして、日本取引所グループの山澤でございますが、5分間簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ、日本取引所グループ、これは私どもの中ではJPXと申し上げておりますが、発

足についてでございます。東京証券取引所グループ及び大阪証券取引所が、本年1月1日に統合いたしまして、共通の持ち株会社であります日本取引所グループが発足しているということでございます。

皆様は御承知のとおりでございますけれども、東京証券取引所グループにつきましては、現物取引につきましては、かなり高いシェアを持っていると。一方、大阪証券取引所につきましては、日経225の先物オプションを中心にデリバティブ取引において国内最大のシェアを誇る取引所でございます。現物取引とデリバティブ取引の双方におきまして、国内での確固たる地位を確立できますし、お互いの強さを補完できる取引所になったということでございます。

今回の統合の目的としましては、規模の拡大、金融商品の多様化、コスト削減によるグローバル競争力の強化、市場機能の集約取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性の向上を狙ったものでございます。

そういう意味では、国内におきましては確固たる地位を占めているということですが、今度はアジアにおけるJPXの位置づけはどうだろうかというのが2ページでございます。下に表がございまして、こちらの数字を御覧いただきますと、現物市場に関しましては、現物の売買代金、上場会社の時価総額、上場会社数等を見ましても、JPX、アジアにおきまして、トップまたはトップに極めて近い地位を占めているということでございます。

一方、デリバティブ市場に関しまして、取引高等を御覧いただきますと、インド、韓国の取引所にも見劣りしているような状況でございます。世界のデリバティブ取引所の取引高ランキングが実は2月に公表されておまして、それを見ますと世界の中で17位でございます。ちなみにアジアの中では第9位でございます。日本のデリバティブ市場は残念ながら、日本の実体経済や現物市場の規模に比較して、まだまだ小さいというのが現状でございます。

3ページ、こうした状況に対応して、私どもは中計で何を考えたかということでございます。本年3月26日に今後の3年度をカバーした中期経営計画を決議、公表しているということでございます。私どもは将来10年程度のビジョンといたしまして、アジア地域で最も選ばれる取引所を掲げております。その10年間の将来ビジョンに向けてのホップ・ステップ・ジャンプの最初のホップに当たる中計でございますけれども、3つの重点戦略を掲げさせていただいております。

この下にございますけれども、新しい日本株市場の創造、デリバティブ市場の拡大、取引所ビジネス領域の拡大でございます。ただ今御説明いたしましたデリバティブ市場の拡大ということで申しますと、その具体的な施策の第1といたしまして、コモディティ・デリバティブ分野への進出ということで、総合取引所に関しまして、積極的に取り組んでいきたいということを掲げさせていただいております。

本年1月11日に閣議決定されました緊急経済対策の中でも、アジアNo.1市場の構築に向けて、日本総合取引所の創設がうたわれているということだと思いますけれども、今回の

中計自体はこういった緊急経済対策にも沿った内容になっているものと考えているということでございます。

4 ページ、デリバティブ市場強化の必要性ということで書かせていただいております。世界の取引所はこちらの表にございますけれども、シカゴ、米国、ヨーロッパ、アジアの主要な取引所を掲げさせていただいておりますが、こちらの商品のラインナップを見ると、ほとんどの先でいわゆる総合取引所がもう既に実現されているということでございます。

最近の動きとして特に注目すべきは、インターコンチネンタル取引所。これはICEというコモディティ中心の取引所でございますが、そこがニューヨーク取引所を買収するとか、下から3つ目の香港取引所がロンドンのメタル・エクスチェンジを買収するといったような、それぞれ商品と証券の取引所の統合が最近進展しているということがございます。

インターコンチネンタルとニューヨークが統合した姿というのは、黄色いシャドウがかかっておりますけれども、トータルな取引高に占めるコモディティのウェイトが2割程度、香港とLMEの統合された姿で見ますと57パーセント程度でございますが、一番上のCME、シカゴに加えまして、こういった先でもそれぞれの分野で高い流動性を持つような取引所というのができつつあるのが最近の状況でございます。私どもとしましては、こういったグローバルな取引所とこれから競争していかなければいけない。そのための条件として、総合取引所に向けて前向きに取り組んでいきたいというのが私どもの考え方でございます。

最後のページでございますけれども、日本におけるコモディティ・デリバティブの状況でございます。先ほどもどなたか御紹介されておりましたが、この10年間、日本の国内のコモディティ・デリバティブの取引高は5分の1まで縮小しているということでございますが、グローバルに見ると中国、インド等の新興市場が中心でございますが、5倍に拡大しているということございまして、私どもコモディティ・デリバティブの市場の拡大活性化にお役に立てることがあれば、是非前向きに取り組んでいきたいと考えているということでございます。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明を踏まえまして、議論に入りたいと思いますが、最初に私から1点よろしいでしょうか。

日本取引所グループにお伺いしたいのですが、日本取引所グループとしては、総合取引所化を進めることを中期経営計画の柱の一つに位置付けているという御説明だったかと思いますが、他方、金融庁の御説明ですと、総合的な取引所というものを実現するため法改正を昨年行ったという御説明だったわけですね。日本取引所グループの御認識として、この法改正をもって法制度面において総合取引所化を進めるための弊害は特にないと感じでしょうか。

逆に言えば、東京商品取引所からお話のあったような、各種の規制の見直しなどをやっていけば、近い将来、総合取引所化は日本取引所グループとしては十分可能だとお考えか

どうかをお聞かせいただきたいです。

○日本取引所グループ 今回、昨年9月の金商法の改正によりまして、規制監督の一元化が実現されたということをごさいます、これをもちまして、私どもとしては総合取引所化に向けて、法制度面の整備は一応していただいたと考えております。ただ、先ほど高橋さんもおっしゃられていたように、今後そのグローバルなメガマーケットと競争していく上でという、そういった観点から申し上げますと、やはり同じような議論になるかと思えますけれども、金融一体課税の実現ですとか、コモディティ・デリバティブ取引に关します不招請勧誘規制をどう考えるかといったような点は、総合取引所化が実現された後に、さらに私どものプレゼンスをアジアの中で上げていくという、そういった切り口で言うと、是非要望をさせていただければと考えているところでございます。

○大崎座長 それでは、浦野委員。

○浦野委員 質問です。経済産業省の資料で18ページ以下、18、19、20で掲げられた部分で、さらっと説明されていたのですが、他のところで必ずしも思ったとおりの形にはなっていないという部分の分析がそれなりにされているのか。あるいはそれであるがゆえに、時期尚早と言われるのか。その辺のニュアンスですね。先ほどはさらっと触れられていただけなので、お聞かせ願えればと思います。

○経済産業省（豊永審議官） 私見によるところもありますので、これが正しいかどうかはありますけれども、私は2つあると思います。

1つは、取引所のそれぞれの成り立った背景でございます。歴史的に商品先物の方が古く、金融の方がむしろ新しいというところで、その土地土地に商品の取引所ができた。例えば大阪でお米の取引所が370年前にできたように、シカゴで家畜とか穀物を扱うものができたとか、途上国の中国では、大連では穀物をやる、上海では資源をやる、鄭州では豆類をやるといった、その土地土地の取引でどういうものを取り扱っているか。

日本の場合には、原油の輸入量とか石油が多い。自動車産業が多いので白金、パラジウムということで、その地域地域がどういうものを欲しているかというところから、同じ商品取引所でも扱っているものは微妙に違ってきている。金融では金融センターにニューヨークとか東京とかそういうところに、またはロンドンにそれぞれできてきて確立されている。これが国際的にどう提携していくかというときに、同業で組むケースもあるでしょうし、合い補うような形で組む場合がある。ここで申し上げたかったのは、多くはブリッジをかけるような形でやって、形として1つになる。物理的に1つになるというのが多いパターンではないのではないかと申し上げたのです。

その理由ですけれども、今、申し上げた成り立ちの問題。その土地土地、もしくはその取扱所に顧客を持っているディーラーがいるし、実際に当業者という人たちがいるということ。

もう一つは、アジア的現象で総合取引所があるのですが、韓国、シンガポールに私がお邪魔した経緯から言うと、3つの取引所があったときに、それぞれ3つは売り物の商品を

持っているんです。ところが1つになると、最も売れ筋のいいものに資金はどうしても集まってしまうという傾向があって、韓国の場合にはKOSPI200、日経225に当たるものに一気に資金が集まって、これが世界で2番目の証券取引所になってしまった背景にもなっているのですが、お金の流れは紹介する人、もしくは投資する人の売り買いの容易なもの、もしくはある吸引力を持っているところに集まる傾向があるのではないかと。

現地の方はそう言っていましたけれども、先ほど申し上げたような成り立ちの問題と統合から来るところのある程度のバリア。例えば専門の外務員を持つとか、そういう形の工夫がないままには、うまく混ざり合わないのではないかと感じは持っています。

○大崎座長 滝委員、どうぞ。

○滝委員 私自身は素人なのですけれども、経済産業省のお話にもありましたが、商品取引はプロの取引という感覚です。株の今の一般の投資家の知識、感覚の中に、大変なプロフェッショナルな商品の形が入ると、今まで以上に機関銃のごとくクレームが発生するのではないかと。

いわゆる直感的なのですけれども、反対とかいう判断までは分からないのですが、意味があるのかなという感じです。逆に商品取引の方が非常にプロフェッショナルな世界で、プロフェッショナルな世界の人にお任せしているほうが、それなりの意味があるのではないかと。株を扱っている人たちが知見がないながらも取り扱える関係で、いろいろな不幸なこととか、そういうことが起こったから商品は減ってきているわけでありまして。

もう一つは、証券関係の方に非常に失礼な話になってしまいますけれども、大きく動くときには、プロはもうかるのですが、アマチュアは仕切られやすいんですね。小さく動いているときには、もうかった、損をしたということで楽しめるわけですが。商品取引の方は天候地変にも影響され、大きく動く要素があって、そこを狙って、プロ的にもうけるチャンスがたくさんある。そういうことで、プロとプロがやる分にはいいと思うのですけれども。質問なのか意見なのか分からないような内容になってしまい申し訳ないですけれども、私の意見として申し上げさせていただきます。

○大崎座長 今の点について私が言うのも口幅ったいのですが、実態としては日本の商品取引市場はほとんどか個人投資家で占められておりまして、プロの市場とは言いがたいと思います。逆に、日本の株式市場や金融デリバティブ市場は外国人投資家が3割、この外国人投資家は機関投資家でありますので、全部プロでありまして、むしろプロ投資家の割合が大きいということになっていきますので、そこは現状の御認識がやや違うのかなと思った次第でございます。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 私も大崎座長と同じ意見です。やはり統合消極論をこの期に及んで展開していただいているのは困るわけでありまして、もう大方針は決まっているわけですね。むしろ経済産業省あるいは農林水産省におかれては、一体何がネックになっているのか。なぜ取引高は伸びないのか。なぜ商品ラインナップが少ないのか。欠けている点の是正を是非とも

図っていただきたいわけでありませう。

また、システム面におきましても、レガシーの存在、あるいは担い手に対する指導不足が現実論として見られるわけでありませう。そうした点の不満があることも十分御認識をいただきたいのですが、御所見があればお伺いませう。

○大崎座長 追加で1点よろしいですか。その点では、私は経済産業省から御説明をいただいた商品先物市場の特徴の現物市場との不可分性とか、当業者の割合が半分以上でないとう場させないというような規制自体が極めてアナクロニズムなのではないかと思ひませう。つまり世界的に見れば、商品先物市場は完全に金融市場と認識されていいて、金融監督当局以外が監督している商品市場がある国があったら教えていただきたいのですが、多分ないと思ひませう。

アメリカでは先物市場と現物市場は分離されておひませうが、商品先物市場を監督しているCFTCは金融当局ですね。農業省などが監督しているところがあったら、是非教えていただきたいと思ひおひませうので、それを改めろとまで言うつもりはないのですが、是非そういう古い考え方から脱却した制度に変えていただかないと、なかなか商品市場の活性化は難しいように思ひませう。

何かコメントはありますか。

○経済産業省（豊永審議官） まず、個人が参加する市場かどうかという議論を複数の方から御指摘がありましたけれども、個人にとってリスクは、その制度仕組みそのものは金融デリバティブと仕組みは一緒ですが、知識において、確かに通常の会社の株と商品では違ふという意味では、素人の方々にハードルの高いものに一瞬思えると思ひませう。それはあるところで正しいのですが、商品、穀物にしても資源にしても、それを生業としているブローカーがいて、ある程度の説明をしながらお金を預かるとうところ、それを補っているところがあります。

ただ、それらの方々のトラブルが多かったのが現実でありませうして、個人投資家が相当減ってきました。または個人投資家のみに依存してきたブローカーも相当減りました。先ほど御説明したとおひでありませう。したがって、今後は海外のプロップみたいな、個人的にはプロである人と国内の当業者と、それから、TOCOMの話にありましたが、まだ動いていない国内の機関投資家が本当はプレーヤーであるべきだと思ひおひませうが、そこがプレーヤーになっていないところが片肺で創業している弱みを感じておひませう。

システムと言ひませうけれども、私は機械的なシステムではなくて、取引所の仕組みとして、やはり基本的には顧客とうか、投資家や委託者が何を望んでいるかを基本に組み立てるべきだと思ひませう。ひたすら百貨店がいいのか、専門店がいいのか。または総合商社がいいのか、専門商社がいいのか、これは一概には比較できないところがあるので、そのステークホルダーであるべき投資家、株主の方々が何を狙っているのかを議論されて、それで総合方式がよければ、それで選ばれたらいいんです。そのための選択肢は既に21年度改正でも昨年度の改正でもあるわけですから、そこは私どもが異を唱えるところではご

ざいませぬ。ただ、一概にそうでなければいけないという決め打ちはし過ぎてはいけないのではないかという気はします。

○農林水産省（得田グループ長） 先ほど委員がおっしゃられたことですが、私の理解が誤っていたら本当に申し訳ないのですけれども、私の理解では、アメリカのCFTCは農務省が中心となって、母体となってできていった組織だったと思います。

その点にこだわるつもりはないのですけれども、どこがやるかというよりは、我々も先物市場を大変大事なものだと思っておりますので、その市場を殺さないようなレギュレーションに努めてまいりたいと思っております。

○経済産業省（豊永審議官） 今の監督のところをお答え忘れまして。世界に他にないだろうと。今アメリカの説明がありましたが、他にありますのはインドでございます。インドは流通省でございます。

ただ、世界のベストテンのところを見ると、アメリカとヨーロッパの中では英国、途上国では中国とインドが交互に取引所ごとに出てくるという構図になっております。そうすると、この4カ国がどうなっているかということで、ほぼ95パーセントを占めるくらいなので、参考にいいものを申し上げたわけでありませぬ。

ちなみに英国では、90年代まで貿易産業省が担当しておりましたけれども、大崎委員がおっしゃったように、ある時点で金融に一元化をするということに変更になっております。ただ、私は経済産業省の人間ですので、言って許されると思っておりますけれども、その国における製造業なり貿易というものが、どの程度その国の産業構造に影響を与えるかというところでは、当時の英国と日本ではまだ差があるように感じてございませぬ。

○寺田副大臣 正にイギリスが復活したのは、省庁の縦割りを廃して、DTIから金融グループに入れたことによってビッグバンが完成をし、これは証券インタクティクスの自由化もあつたわけですし、あるいはマネーセンターであるシティの復活に向けた様々な規制緩和があつたわけですけれども、是非とも時計の針を逆行しないようにしないといけませぬ。CFTCは私はずっとお付き合いをさせてもらっていますけれども、これは完全に金融グループであります。

○大田議長代理 その百貨店か専門店かという議論ですけれども、扱っているものが何であれ、コモディティであれ、あるいは排出権取引のようなものであれ、現物価格の変動を先物でヘッジするという仕組みは一緒なわけです。したがって、いろいろなところで合従連衡も起こっているわけです。百貨店かブティックかというのは全然違うのではないかと思います。扱うものが何であれ、現物と先物の取引する仕組みは同じであるということですね。

それから経済産業省がお出しくださった資料の5ページで、先物市場での不当な価格形成による現物市場への悪影響を避けるという意味が、これは昔から分からない。現物市場で価格が変動するのをヘッジするために先物があるわけで、先物市場で不当な価格形成が行われて、それが現物市場に悪影響を及ぼすという、これは2006年に議論したときも、当

時の甘利経済産業大臣、若林農水大臣からこういう議論が出てきたのですが、認識が基本的に違うのではないかと。

○経済産業省（豊永審議官） 説明が十分でなかったと思いますけれども、これは今、大田委員がおっしゃったようなリスクヘッジをする一つ一つの商行為について監視するというのではなくて、実は必要以上のボリュームでもって現物取引をする。もしくは他社の価格に影響があるようなボリュームで先物取引をすることによって価格変動をさせておいて、自分だけが売り抜けるとか、そういう特異な例ではあります。

したがって、リスクヘッジは普通の事業者は他者に影響を与えない程度のパーセンテージしかポジションしか持っていないので、その懸念は少ないのですが、ある意図を持った人が異常に大きなボリュームのものを買って、もしくは売る行為を見せて、また一気に違う行為をすると、それに追随をした人たちが悪影響を受けるということを言っているんです。その行為を避ける規制だということでもあります。これは滅多になくて、私がここ数年でそれらしいものかなと思って調べた数件あるかないかというたぐいですから、そんなにしょっちゅうやるものではございません。

○大崎座長 他の委員の方、よろしいですか。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 昨年この件はもう決着がついたのかと私は思っていたのですが、そういう意味では、総合取引所ができたほうが私はいいと思います。その上で、この質問は金融庁にしたほうがいいのかどうか分からないのですが、その後の展望が何かトゥーレイトでギリ貧になってから統合すると、企業でもコストダウンしかあまりメリットがないので、取引所が統合した場合の成長戦略がどんな展望でいらっしゃるのかを伺いたい。

各種の資料の中にランキングの表があるのですが、その統合した後に、例えば金融デリバティブであるとかコモディティについても、何位になるのだというような大きな目標はないのでしょうか。

○金融庁（古澤課長） 先ほどのJPXの資料で、先生のイメージに一番近いと思う資料が、3ページにございます、JPXと我々が議論を重ねた「アジア・ナンバーワン」について、どのように達成するかという点が一番の課題だと思ってございます。

そのためには、先ほど山澤常務からもありました、デリバティブをどう発展させるかが肝要だと考えております。

世界では、店頭デリバティブに対する規律について、リーマンショックを踏まえてどう見直すか議論を行っております。例えば、店頭デリバティブの清算集中。これはどういう意味かと申しますと、JSCCなどの清算機関に取引を清算させるようにしていくものです。

また、店頭取引に係るマージン規制については、アメリカとヨーロッパにおいてドッド・フランク法とEMIRに関する議論がございます。店頭取引に証拠金規制を課し、取引を取引所又は清算機関に持っていく。JPXのためだけではなく、金融の安定のためにどのように店頭取引から取引所取引へ移していくかというような絵を当局として考えなければいけ

ない。日本だけではなく、各国当局と議論をしながら進めているところでございます。

○金丸委員 そうすると2ページの今の表で見ると、アジアでデリバティブのところは1位になるということだと思いますけれども、10倍くらいにしようということでもいいですか。そのときに仮に10倍にした場合、取引の割合が例えば個人と機関投資家との割合みたいなものはターゲットになりますか。

○金融庁（古澤課長） デリバティブの取引高は枚数になっており、ラージとミニがございますように、単純に10倍するというのではなく、プロの目から見ても他のアジア市場に比べて遜色がないようにするというかと思えます。

プロと個人について、先ほど滝委員からもご指摘がございましたので、1点だけ申し上げますと、TOCOMからも金融機関が参加できないという話がございましたが、一番のポイントは先ほど申しました清算機関です。プロ同士の取引において、どこかの参加者が倒れたときには、取引の清算が互助的に行われますので、清算機関に対する信頼は非常に重要でございます。今も銀行なり証券会社が安心して取引に参加できるような、頑強な清算機関でなければ、自己資本規制に関して金融機関に不利益が生じる場合がございます。清算機関の信用力をどう高めるか、我々はJSCCというJPXグループの清算機関については細心の注意を払いながら、経営を注視しております。

その意味では、プロが安心して清算機関に参加でき、その後ろにいる個人投資家にも質の高いサービスを提供できる、そういうプラットフォームをどのように提供するか。また、垣根なく横断的に提供できるようにはどのようにするかという点がポイントだと考えてございます。

○大崎座長 確かに取引所の総合化もさることながら、清算機関の総合化が必要だということですね。

久保利委員、先ほど手を挙げておられました。

○久保利委員 JPXの5ページで、私の聞き間違いでなければ、グローバルなコモディティのデリバティブは5倍に拡大したけれども、その5倍に拡大した期間に日本は5分の1になっているということを示す図だと拝見いたしました。その一方で、ブローカーがどんどん減ってきてというのは、経済産業省のペーパーだったと思いますけれども、ブローカーがいなくなったために個人投資家もいなくなったというようなお話がありました。

そうすると、私はブローカーがとんでもないことをしていれば、これはつぶされて当然だし、規制があって当然だと思います。したがって、ブローカーの数が少なくなるのは分かる。だけれども、それでどうして個人投資家が減るのだろうかという点が1点疑問なのと、世界が5倍伸びているときにどうして日本は5分の1まで縮んでしまったのか。この原因は何だとお考えなのかというのを経済産業省から御説明をいただければと思います。

○経済産業省（豊永審議官） まず1つのなぜ個人投資家まで消えたか、なのですけれども、これはきれいな統計があるわけではありませんけれども、ブローカーが1社減るごとに、別なブローカーでやろうかという方々が決して多くないです。これを機にやめてしま

おうかと。それは魅力がないゆえだとは思いますが、十分なあるブローカーに長年付き合っていた方が、そのブローカーがやめてしまうと、これを機に商品はもうやめてしまうという方が、私の古い記憶で言うと3割くらいはいらっしゃるんです。

したがって、これが100近くから今30社になると、結構累積的には個人投資家の委託者と法律では呼びますけれども、相当減ったということは否定できないし、新しい勧誘がなくなっているという両面において減ったということだと思います。

世界が5倍になっているときに、なぜ日本が5分の1かということについては、確かに世界は中国、インド、これはベストテンに今までなかったところが一気に、むしろ先進国よりも多くなってきたということで、世界全体のボリュームが特に新興国を中心に増えたというのが1点。

一方、先進国の中の日本がこの20年間どういう状態にあったか。その個人投資家がいらっしゃる中で同業者を含めて、それを跳ね返すだけの力がなかったということではないかと考えております。

○久保利委員 私が考えたのは、要するにマーケットのメカニズムというか、システムがあまりうまく機能していないから、こういうことになったのではないかと。少なくとも証券業界も決して順風満帆であったわけではありませんし、むしろ逆風であったと思いますが、少なくともお客様がそんなに減ったり、世界が5倍になっているときに5分の1の取扱量になったということも聞いたことがないので、何か根本的な問題がここにはあるのではないかと直感的に感じるのですが、それはいかがでしょうか。

○経済産業省（豊永審議官） 先ほど私が答えたところの知識しかないのですが、TOCOMの方から何かありますか。

○東京商品取引所 今のお答えにも関係するのですが、お話がありました個人投資家、一般投資家が何割いるかということについては、正にピークのころ、取引が大変多かったころは7～8割が個人投資家でありました。ところがそれはだんだん減っていきまして、商品によっても違いますけれども、現在では2～3割くらいが一般の個人投資家。それはもちろん機関投資家、海外からの投資といったものを含めておりますが、今、非常に減っております。正に全体の7～8割から2～3割に落ちました。しかも総数が落ちていますから当然です。

したがって、世界は5倍になったのに日本は5分の1というところの相関関係は別としまして、日本が5分の1になったのは、かなり大宗を占めていたところのごそっと抜けていったということだと思います。

もう一点お話がありました、この業界でもトランスファーという制度がありまして、ある業者が転廃業をしようとする場合に、お客さんが他の業者に引き継がれる制度があるのですが、先ほどもお話がありましたように、商品取引というのは専門的な世界も入っているものですから、外務員というセールスマンとお客さんが大変深い関係というか、非常に密接な関係でもって長年取引を行うのが一般的であります。

そういった意味では、お客様の流動性があまりないというのがこの業界の特性でありまして、1つの業者がなくなったからといって、他に移っていくとか、普通の業界だったらば、どんどん業者が減ると、ある意味では残りの業者は喜ぶわけですけれども、そうではなくて全体が縮まっていく。ある意味で特殊性があるところでもあります。その部分のごっそり、この勧誘規制等々によって減っていったというのが、この8年間の現状ということでもあります。

○大崎座長 今、勧誘規制の話が改めて出ましたので金融庁に確認をしたいのですが、TOCOMの資料では、金商法の勧誘規制と商品先物取引法が違うのが問題だという御指摘があったのですけれども、もう一つ、証拠金の規制の話が出ていたのですが、この辺は何か金融庁は御見解がありますか。証拠金が金商法の方が厳しいという御指摘のようでも。

○東京商品取引所 差換預託とかLGの話ですね。

○金融庁(古澤課長) TOCOMの資料の10ページ、取引証拠金に係る制度の相違については、証拠金の入れ方をどうするか、金商法では入れ方が決まっております、信託なら信託とクリアになっており、それをチェックする仕組みがございます。御指摘がありましたのは、証拠金の入れ方について、例えば銀行保証でも認めているか等の細かな点についてだと理解いたしました。

この問題に限らず、こういった細かな相違は幾つかございまして、例えば日中のデイリーの取引所からの流動性供給について、金融商品の場合は、証券会社が先に現金を入れ、後で現物が入る。一方、商品の場合にはDVPになっているなどの違いがございます。

そうした違いにつきましては、政省令レベルで総合取引所の議論を実際に進めていく中で、どのようにするかを決めていかなければいけない課題だと思います。

去年2月の段階では、例えば幾つかのプラクティスについてはやり方を揃える、経過措置を置くなどの検討を行いました。幾つか御指摘のように残っているところがございますので、それについては引き続き、よく事情を直接伺いながら進めて参ります。

○浦野委員 1つだけ質問をしたいのですが、国の施策として法整備も終わってという中で、経済としての狙いどころは分かったのですけれども、生活者の立場から見たときに、単に利便性が向上しますよという説明だけでは、なかなか何が起きているのかが分からないと思いますが、その辺は生活者の視点で何か分かりやすい説明を一言二言いただけるとありがたいと思います。

○東京商品取引所 総合取引所になった場合の話でありますか。

○浦野委員 はい。

○東京商品取引所 これは想像の域ではありますが、投資家ではなく生活者ですか。

○浦野委員 一般投資家です。

○東京商品取引所 一般投資家から見ると、例えば私が言ったような、いろいろな制度の整合化とか均一化とか、そういったことも含めないとなかなか先に進めないというか、本

当の利便が出てこないことが私の言いたかったポイントですけれども、例えばいろいろな取引について損益通算ができる。要するに税金がトータルで考えられるとか、口座が完全に一本化できるとか、そういったようなメリットは考えられます。

ただ、それにはいろいろな前提条件がありますよというのが実は私の論点でありまして、そういったものが全部クリアできれば、メリットだけが残っていくというか、そういったことはあり得るとは思います。

○浦野委員 この先にまだ問題点がいっぱいというか。

○東京商品取引所 先というか、私に言わせれば前提というか同時に解決しないと、取引所が一本になったから全て解決するというわけではないということでもあります。

○大崎座長 そういう意味では、正に我々は規制改革会議でありますので、総合取引所が立派なものになっていくことを妨げる規制を排除しなければいけないということで検討しておりますので、その意味ではこのTOCOMの資料に書いていただいたような、例えばこれは個人投資家の話でしょうけれども、税制上の損益通算の問題とかヘッジ会計の問題とか、勧誘規制はどういう書き方がいいのかは分かりませんが、そういうことを検討すべきだという御趣旨かと思ったのですが、そういうことでよろしいですか。

○東京商品取引所 そのとおりです。

○寺田副大臣 1点だけ。TOCOMの認識でやはり間違っているのは、個人とウエットな関係にあって、ごそっと抜けたから5分の1になったのではないです。金融グループに入っていないからです。正に世界的なコンバージェンスの議論、あるいはこの汎用化の議論、国際化の議論に全く隔絶した世界にTOCOMがいるからこそ衰退するわけです。

現実に私は5年間、ワーキングパーティに何度もお声がけをしても、オブザーバーですら参加をしない。そうした態度が正に極めて問題なのだろうと思いますので、是非認識を改めていただきたいと思います。

○大崎座長 では、議論の尽きないところではございますが、時間も押しておりますので、これは私は最初に申し上げるべきだったのですが、大変失礼しました。欠席の森下委員から本件に関しまして意見書が出ておりまして、これは机上に配布させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

それでは、今日は金融庁、経済産業省、農林水産省、取引所の皆様、大変お忙しいところをありがとうございました。

(金融庁、経済産業省、農林水産省、事業者、退室)

○大崎座長 それでは、続きまして、今日は大きな議題がもう一つございまして、「創業等ワーキング・グループ(中間報告)」について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○武藤参事官 今お手元に委員限りという赤字で書いてあるA4横の2枚紙をお配りしてあるかと思います。こちらは次回5月2日の規制改革会議の親会議にワーキング・グループの方から、これまでの検討状況を中間報告という形で報告していただく予定になっており

ますので、その原案でございます。

この創業等ワーキング・グループの中間報告といたしまして、1回目のときにいろいろコンセプト、ストーリーというようなことで御議論があったかと思えます。その辺の議論とか、それ以降のヒアリング時の議論とかを参考にしながら、事務局の方でまとめてみた資料でございます。

3つのカテゴリーに分けておりまして、1つ目が金融分野中心でございますけれども、リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出とくくり方。横の方にもう少し書き込んだ検討の視点と主な検討項目という構成になってございます。

2つ目はそういう新規ビジネスというよりは、むしろ既存企業のビジネスチャンスの創出拡大という観点からまとめておりまして、ヒアリングしていただきました容積率の話であるとか、区分所有の話であるとか、国際先端テストの玉になっております先進自動車の話とかいう形でまとめております。

最後に3つ目のカテゴリーにつきましては、ビジネス環境の整備。急速な技術進歩とか環境変化に対応していない規制を見直して、ビジネス環境を整えていこうという観点から、裏のページになりますが、ビッグデータ、信書、これからヒアリングしていただくような項目であります新規化学物質の審査とか輸出通関申告とか、この辺をこういう形でまとめてございます。

これだけだと正にインデックスという形にしか見えないと思えますけれども、今日は作業が間に合わなくて申し訳ないのですが、この個々の項目につきまして、それぞれ規制の現状と課題、論点という形で方向性を出したペーパーを別紙で今、作業をしております。それとこのインデックスの方にストーリーを書き込んでいるという形で構成をして、中間報告にさせていただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

これはこれまで何をしたかを本会議に報告するという趣旨でございますので、必ずしも一つ一つについて詳細な説明をするということではないということですが、今、事務局から御説明をいただいたように、もう少し説明調の紙の原案を作っていただけるということですので、それを各委員にメール等で見ていただいて、修文等々の御指摘をいただいて、それを事務局で再整理していただいた上で、最終的な内容については大変恐縮でございますが、今回については私の方にお任せいただけますでしょうか。

かつ、大変申し訳ないのですが、肝心の本会議は私が日程の都合で出席できませんで、今、開会前に浦野委員に代わって御報告をいただくことを御了解いただいておりますので、申し訳ございませんが、御了解をいただければと存じます。

本日のワーキング・グループの正式な議題は以上でございます。